

平成30年7月30日

介護予防・生活支援サービス事業者 御中

柏原市健康福祉部  
高齢介護課

平成30年度柏原市介護予防・日常生活支援総合事業関係要綱の改正について

平素は、介護保険事業の運営に多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、柏原市介護予防・日常生活支援総合事業の関係要綱の一部を改正しました。つきましては、内容をご確認いただいた上でサービス提供していただきますようお願いいたします。

記

厚生労働省ウェブサイト

「地域支援事業の実施について」

(平成18年6月9日付け老発0609001号厚生労働省老健局長通知)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205728.pdf>

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインについて」

(平成27年6月5日付け老発0605第5号厚生労働省老健局長通知)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205730.pdf>

柏原市 介護予防・日常生活支援総合事業ウェブサイト

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2016082400025/>

柏原市 健康福祉部

〒582-8555 柏原市安堂町1番55号

○総合事業全般に関すること（高齢介護課 072-972-1570・072-972-1571）

○総合事業指定に関すること（福祉指導監査課 072-971-5202）

## 平成30年度 柏原市介護予防・日常生活支援総合事業の主な改正点

### 1. 総合事業におけるサービス単位

(1) 旧介護予防訪問介護サービス・旧介護予防通所介護サービスの単価

・・・国が定める単価どおり実施。

(「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発0609001号厚生労働省老健局長通知 別添1)

新たに「生活機能向上連携加算」等が創設されました。

(2) 訪問型サービスAの単位

訪問型サービスA (I) 225 単位/回 → 223 単位/回

訪問型サービスA (II) 128 単位/回 → 181 単位/回

(3) 単位改正は、平成30年10月1日施行

### 2. 第1号介護予防支援事業を実施する際の留意点

第1号介護予防支援事業を実施するにあたり、下記に留意するものとする。

・障害者総合支援法において従来支援を行っていた相談支援専門員と連携する等、制度間のサービス継続が円滑に行われるよう留意すること。

(本市第1号介護予防支援事業基準要綱第3条第4項)

・利用者に対し、複数の訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者、その他生活支援サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得る必要があること。

(本市第1号介護予防支援事業基準要綱第6条第2項)

・介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求める必要があること。

(本市第1号介護予防支援事業基準要綱第6条第2項)

・サービス担当者会議は、利用者及び家族の参加を基本とすること。

(本市第1号介護予防支援事業基準要綱第30条(9)のア)

・訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の必要と認める事項について、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

(本市第1号介護予防支援事業基準要綱第30条の(14))

※本市第1号介護予防支援事業基準要綱・・・

柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業の人員及び運営並びに第1号介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

### 3. 生活援助従事者研修修了者

平成30年度から介護給付において創設される生活援助従事者研修の修了者について、柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスにおいても従事できる取扱いとします。

ただし、生活援助従事者研修修了者が従事できるサービスの内容は、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号）」に例示する“生活援助”とします。

### 4. 訪問型サービスA事業における訪問事業責任者の任用要件や役割等

訪問事業責任者の任用要件や役割を下記のとおりとする。

- ・ 訪問事業責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止する。ただし、現に従事している者については平成30年度末までの間、従事を可能とする。

（訪問型サービスA事業及び通所型サービスA事業基準要綱第5条）

- ・ 訪問事業責任者は、訪問型サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気づきをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有するものとする。

（訪問型サービスA事業及び通所型サービスA事業基準要綱第23条第3項（3））

- ・ 訪問型サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない。

（訪問型サービスA事業及び通所型サービスA事業基準要綱第30条）

※訪問型サービスA事業及び通所型サービスA事業基準要綱・・・

柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスA事業及び通所型サービスA事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

### 5. その他

旧介護予防訪問介護相当サービス事業・旧介護予防通所介護相当サービス事業は、国基準に従い実施します。

旧介護予防訪問介護サービス事業におけるサービス提供責任者の任用要件・役割や旧介護予防通所介護相当サービス事業における機能訓練指導員等について一部改正が行われていますので、ご注意ください。